

大鰐町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画策定業務仕様書

1 業務名

大鰐町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画策定業務

2 業務の目的

本業務は、老人福祉法第20条の8及び介護保険法第117条に基づき策定する大鰐町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画（計画期間：令和6年度から令和8年度まで。以下「第9期計画」という。）の策定にあたり、町内高齢者の状況やニーズを把握するためのアンケート調査を実施するとともに、大鰐町高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画（計画期間：令和3年度から令和5年度。以下「現行計画」という。）における事業の検証、分析を行い、今後の介護保険制度改正の内容等を踏まえ、第9期計画を策定することを目的とする。

3 履行期間

契約締結日から令和6年3月29日まで

4 業務内容

【令和4年度業務】調査・基礎資料作成業務

以下のとおりアンケート調査等を実施し、町内高齢者の実態を把握し、課題やニーズ等を分析し、第9期計画策定の基礎資料を作成する。

(1) 令和4年度業務に係る工程表の作成

- ア 受託者は令和4年度業務の開始にあたり、町と協議の上、令和4年度業務に係る年間工程表を作成すること。
- イ 工程表はその進捗に合わせて、適宜、見直しを行うこととする。

(2) 調査の企画、調査票の作成

- ア 調査の種類は次のとおりとする。

	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	在宅介護実態調査
対象者	要介護認定をうけていない65歳以上の町民	在宅の要支援・要介護認定者
配布数（見込）	3,130人	600人
配布・回収	郵送による	郵送による
目標回収率	70.0%	50.0%

- イ 調査の実施にあたっては、厚生労働省が示す調査の実施の手引きを踏まえて設計すること。
- ウ 調査票の内容は、前回のアンケート調査を基本とし、町の特性を踏まえ、必要な項目を追加するものとする。

(3) 調査票と封筒の印刷、調査票の発送

ア 調査票の印刷及び発送用・返信用封筒の印刷は、受注者において行うこと（印刷物の仕様は次のとおり）。

	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	在宅介護実態調査
調査票 (見込数)	A 4 判、単色刷り、12 頁程度 【作成部数】 3, 130 部	A 4 判、単色刷り、8 頁程度 【作成部数】 600 部
	調査票の用紙の色は、調査ごとに異なるものとする。	
発送用封筒 (見込数)	角形 2 号 【作成部数】 3, 130 枚	角形 2 号 【作成部数】 600 枚
返信用封筒 (見込数)	長形 3 号 【作成部数】 3, 130 枚	長形 3 号 【作成部数】 600 枚

イ 封入、封緘、宛名ラベル印刷、発送・回収等の作業は、受注者において行うこと。

(4) 調査結果の集計・分析

ア 回収した回答済調査票の点検、整理、データ入力（自由記載欄の記載内容の入力を含む）。

イ 調査結果集計・分析（課題・ニーズの抽出、分析等に必要な単純集計、クロス集計、その他の集計を行うこと。前回アンケート結果との比較も行うこと。）

※ クロス集計は、属性（性、年齢別、地域別等）のほか、必要に応じて設問間でのクロス集計を行うこと。

ウ 調査結果の地域包括ケア「見える化」システム登録のためのデータ作成及び登録。

エ 調査報告書の提出と併せて調査結果の集計、分析等データを Microsoft Excel 形式で提出すること。

(5) 課題・ニーズの抽出、整理

ア 調査結果をもとに、第9期計画策定に向けた町の高齢者保健福祉施策及び介護保険事業に関する課題やニーズの抽出、整理を行うこと。

イ 地域包括ケア「見える化」システムを活用し、国、青森県、他市町村との比較を踏まえた上で課題やニーズの抽出、整理を行うこと。

(6) 調査結果報告書の作成

ア (4) の調査結果の集計・分析の結果に加え、(5) により抽出、整理した課題やニーズなども記載すること。

イ 前回の調査結果と比較した変化を分かりやすく表記すること。

ウ 必要に応じてグラフ及び図表を使用し、分かりやすい内容とすること。

エ 令和5年3月末までに調査報告書を Microsoft Word 形式と PDF 形式の両方（A4 判）で提出すること。

(7) 成果品

成果品	数量	納入期日
調査報告書データ ※A4判、単色刷り、約100頁程度	3部	令和5年3月末
調査報告書データ ※Microsoft Word形式とPDF形式の両方で納品すること	一式	
調査集計、分析データ ※Microsoft Excel形式で納品すること	一式	

【令和5年度業務】計画策定業務

現行計画における事業の検証、分析を行い、今後の介護保険制度改正の内容等を踏まえ、第9期計画を作成する。

(8) 令和5年度業務に係る工程表の作成

- ア 受託者は令和5年4月初旬に町と協議の上、令和5年度業務に係る年間工程表を作成すること。
- イ 工程表はその進捗に合わせて、適宜、見直しを行うこととする。

(9) 現状把握と課題分析

- ア 令和4年度業務で実施したアンケート調査結果を踏まえて現行計画における高齢者福祉施策及び介護保険事業の実施状況の検証と課題の整理・分析を行うこと。なお、課題の整理・分析については地域包括ケア「見える化」システムを活用し、他市町村との比較に努めること。
- イ 地域包括ケア「見える化」システムを活用し、全国や他市町村の比較による町の給付特性及び介護給付動向を分析すること。

(10) 第9期計画における施策等の提案

(9)の現状把握と課題分析並びに国及び青森県が定める基本指針等を踏まえ、2025年及び2040年を見据えた町における取り組むべき施策を提案すること。

(11) 情報提供、業務支援

国や青森県の高齢者保険福祉施策や介護保険業務をめぐる制度改正の動向把握と課題について情報収集及び整理を行い、情報提供及び助言を行うこと。また、業務を円滑に行うため、計画の策定に向けた助言や提案を積極的に行うこと。

(12) 人口等推計、介護サービス等必要見込み量の推計及び保険料額設定支援

- ア 人口等推計（2040年度まで）

- ・ 総人口、高齢者人口、要介護者（要介護度別）、被保険者数の人口推計について、推計を行うこと。
 - イ 介護サービス見込み量及び保険料額の算出
 - ・ 地域包括ケア「見える化」システムを活用し、介護サービス見込み量及び保険料額の算出を行うこと。
 - ・ 町及び青森県の定める基本方針等を踏まえ、人口推計、介護サービス利用者数、給付実績、令和4年度業務で実施したアンケート調査結果等に基づき、介護サービス見込み量の推計を行うこと。
 - ・ 本町における施設・居住系サービス、居宅介護サービス、地域密着型サービスの必要量等についての提案を行うこと。
 - ・ 地域支援事業の費用額及び事業量の推計を行うこと。
 - ・ それぞれ算出したサービス量等から保険料額の設定の提案及び支援を行うこと。
- (13) 大鰐町介護保険運営協議会の運営支援
- ア 会議に向けた資料作成
 - イ 会議に出席し、説明・助言
会議の開催回数については、令和5年度は3回程度の開催を予定
- (14) パブリックコメントの実施支援
- ア パブリックコメントの実施アドバイス及び意見への対応策の作成等
 - イ 計画案への反映
- (15) 計画骨子案、計画素案の作成
- ア 計画骨子案（計画書全体）の構成に関する提案と原稿作成
 - ・ 計画書全体の構成に関する提案を行うこと。
 - ・ （9）の現状把握と課題分析に基づいた計画骨子案原稿を作成すること。
 - イ 計画素案及び計画案の原稿作成（デザイン・レイアウトを含む）
 - ・ （9）の現状把握と課題分析に基づいた計画素案の原稿を作成すること。併せて（13）の大鰐町介護保険運営協議会における意見を適宜反映させること。
 - ・ 計画書素案のデザイン及びレイアウトについては、受託者が行う。
 - ウ 計画素案の修正作業
- (16) 成果品

成果品	数量	納入期日
第9期計画書 (A4判、100頁程度、単色刷り、表紙はレザック、本文は上質紙)	30冊	別に指定する。 (令和6年3月末予定)
第9期計画書の電子データ	一式	別に指定する。

※Microsoft Word 形式と PDF 形式の両方で納品すること		(令和6年2月下旬から3月上旬予定)
--------------------------------------	--	--------------------

5 その他

(1) 町との打合せ

本業務の履行に当たっては、受託者は町と綿密な協議及び連絡を行い進めるものとし、必要に応じて対面又はオンラインで打合せ等を実施する。

(2) 秘密保持

本業務の履行に当たり知り得た秘密や個人情報を本業務以外の目的に使用し、又は第三者に漏らしてはならない。

(3) 経費

本業務に係る打合せ費用、成果品の作成費用等、実施に必要な経費は全て委託料に含むものとする。

(4) 所有権及び著作権の帰属

本業務で作成された成果品の所有権及び著作権については、町に帰属するものとする。

(5) その他

- ・ アンケート調査業務及び第9期計画に係る事項について、今後新たな方針が国や青森県から示されるなど、状況が変化した場合には、町と受託者で協議を行い、本業務の内容を変更することができるものとする。また、受託者は、関係法令の改正等、国の動向に留意し、第9期計画が国及び青森県の方針に沿うよう支援すること。
- ・ 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、町と受託者の双方で協議の上、処理するものとする。